

第二十回国会 大蔵委員會議録 第二二号

(二二)

昭和二十九年十二月二日(木曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長代理理事 内藤 友明君
理事 大平 正芳君 理事 黒金 泰美君
理事 吉米地英俊君 理事 坊 秀男君
理事 久保田鶴松君 理事 井上 良二君
理事 木下子郎君 山口六郎次君
加藤 高藏君 島村 一郎君
藤枝 泉介君 小川 豊明君
佐々木三三君 柴田 義男君
春日 一幸君 平岡忠次郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 山本 米治君
大蔵事務官(主計局法規課長) 村上孝太郎君

委員外の出席者

議員 伊藤卯四郎君
大蔵事務官(理財局長) 篠谷 直光君
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

十二月一日

委員川崎秀三君、福田繁芳君、古井喜實君、山本勝市君、山村新治郎君及び福田越夫君辭任につき、その補欠として島村一郎君、生田宏一君、宇都宮徳馬君、植木庚子郎君、加藤高藏君及び川島金次君が議長の指名で委員に選任された。

十二月一日

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

國有の炭礦医療施設の譲渡及び貸付に關する特例法案(伊藤卯四郎君外六十三名提出、第十九回国会衆議院第四七号)

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

漁船再保険特別会計に關する特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出第五号)

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○内閣委員代理 これより會議を開きます。

諸君の座席は、必要ある場合には委員長において適宜変更することにしたしまして、ただいま諸君の御座席になつておられる通りに指定いたします。

○内閣委員長 たいまいより一昨三十日當委員会に審査を付託されました農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案及び漁船再保険特別会計に關する特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に關する法律案、並びに昨一日付託されました交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正

する法律案の三案を一括議題として審査に入ります。

まず政府當局より提案理由の説明を聴取いたします。山本大蔵政務次官。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律(昭和二十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一項中「五十五億円」を「六十億円」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

漁船再保険特別会計に關する特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に關する法律案

漁船再保険特別会計に關する特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に關する法律案

政府は、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第三条第三

項の特殊保険の再保険事業について昭和二十八年年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、並びに漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百二十二号)第三条の給与保険の再保険事業について昭和二十八年年度及び昭和二十九年年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、昭和二十九年年度において、一般会計から、漁船再保険特別会計の特殊保険勘定に九千四百万円、同会計の給与保険勘定に千五百万円を限り繰り入れることができる。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(一般会計からの繰入金) 第四条 政府は、毎會計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十二に相當する金額の合算額に當る地方交付税法による地方交付税に相當する金額で、まだこの會計に繰り入れていない額を加算し、

又は當該合算額から當該前年度以前の年度において當該地方交付税に相當する金額をこえてこの會計に繰り入れた額を控除した額に相當する金額を、一般会計からこの會計に繰り入れるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十九年年度に限り、改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条中「所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十二」とあるのは、「所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入見込額の百分の二十」と読み替へるものとする。

○山本政府委員 たいまい議論となりまして、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案外二法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十八年年度におきましては、風水害、冷害等が相次いで異常に発生したため、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払いが増加し、多額の歳入不足を生ずることから予想されましたので、その歳入不足を補てんするために、すでに第十七回臨時国会及び第十九回国会において御審議を願ひ、成立を見ました農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするため

の財源措置に關する法律及び農業共済

再保険特別会計の歳入不足を補てんする
ための一般会計から繰入金に關する法律によつて、昭和二十八年年度及び昭和二十九年年度において、一般会計から繰入るべき八十五億圓及び五十五億圓をこの會計の農業勘定に繰入れることができる措置を講じたのであり、それが、支払保険金確定の結果、なお約十二億圓の不足が生ずることとなり、したので、今更らに、その不足を埋めるために、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正し、一般会計から、この會計の農業勘定に繰入れることができる繰入金金の限度額五十五億圓を六十七億圓に改めようとするものであります。

次に、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失を埋めるための一般会計から繰入金に關する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

漁船損害補償法の規定により漁船の拿捕、抑留等の事故を保障事故とする特殊保険及び漁船乗組員給与保険法の規定により漁船の乗組員の抑留を保障事故とする給与保険につきまして、昭和二十八年年度において保障事故が異常に発生いたしましたため、第十八回國會において成立いたしました漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律によりまして、昭和二十八年四月一日から同年十一月三十日まで期間における損失を埋めるため、一般会計から、この會計の特殊保険勘定に一億七千七百

萬圓、給与保険勘定に七百萬圓を繰入れることができることとしたのであります。ところが、同年十二月以降も引続き保障事故が異常に発生し、さらに、特殊保険勘定におきましては、本年三月三十一日までに約九千四百萬圓、給与保険勘定におきましては、本年十月十五日までに約千五百萬圓の損失を生じたのであります。これらの損失は、その事故の性質にかんがみまして、一般会計からの繰入金をもつて埋めることが適當であると考へられますので、今同これらの損失を埋めるため、昭和二十九年年度におきまして、一般会計から、この會計の特殊保険勘定に九千四百萬圓、給与保険勘定に千五百萬圓を繰入れることができることとしようとするものであります。

最後に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

今回、政府は、主として警察費にかかる財源所要額の是正をはかるため、昭和二十九年年度における地方交付税の総額を變更することとし、その所要額を今回の補正予算に計上いたします。ともに、別途提出の昭和二十九年年度の地方交付税の總額等の特例に關する法律案において、昭和二十九年年度に限り、地方交付税法第六條の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入額の百分の十九・八七四並びに酒税の収入額の百分の二十をもつて地方交付税とすることとしたのであります。また、これに伴い、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に入れ

る金額につきまして、交付税及び譲与税配付金特別会計法の改正を要することとなつたのであります。すなわち従

來は、同法第四條におきまして、地方交付税法第六條第二項に規定する交付税の總額に相當する金額を、予算で定めるところにより、この會計に繰入れることになつておりましたので、ここに同條につき昭和二十九年年度限りの特例を設けることとしたし、また、右の第四條の規定は、一般会計と特別会計との間における繰入れ關係を規定したものでありますので、この際、繰入れの内容について同法自体においても明確に規定することが本特別会計を設けて経理の区分の明確を期する建前から必要かつ適切であると認められますので、あわせて同條の規定を整備することとしたそうとするものであります。

以上がこの三法案を提出する理由であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願ひ申し上げます。

○内閣委員長代理 これにて提案理由の説明を終りました。

三法案に対する質疑は次會に譲ることとしたします。

○内閣委員長代理 次に、国有の炭礦医療施設の譲渡及び貸付に關する特例法案を議題として、審査に入ります。本法案は去る第十九國會に提出され、當委員會において継続審査をいたして參つた法案でありまして、提案理由の説明は前國會においてすでに聴取いたしましたのでありますから、これを省略して、ただちに質疑に入りたく存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内閣委員長代理 御異議なしと認め

ます。よつてさうに決しました。

それでは、ただいまより質疑に入り。質疑は通告順によりこれを許します。井上良二君。

○井上委員 その質疑に入ります。前に、ただいま三法案が提出されて政府の提案理由の御説明を伺つたのであります。この法案の審議に必要な資料の提出を要求したいと存じます。

それは、農業共済保険の制度の改正に必要な審議が農林委員會の方において進められておりましたので、この農林委員會における本共済保険の改正に關する所定の議事録というものを一應御提出を願ひたいと思ひます。同時に、この改正案において約十二億の不足が生じたという項目について、その不足の項目について、そして、都道府県の共済組合の事情について、資料を出していただきたいと思ひます。

次に、この漁船再保険の損失補填に關する件について、昨年からのことしかけてまして、すなわち、二十八年年度の四月一日から本年の十月十五日までの間に生じた漁船の拿捕、抑留、それからそれに關連します漁船乗組員の給与の補償の内容、そういう研究と、それに必要な金額を出していただきたいと思ひます。

その次に、交付税及び譲与税の法案の改正に伴ひまして、地方財政の現状について、特にかような法的処置を講じなければならぬに至りました地方財政の現状についての必要な資料をお出し願ひたいと思ひます。

以上三資料を要求いたしておきます。

国有炭礦医療施設の譲渡及び貸付に關する特例法に關連して、二、三質問をいたしたいのであります。この医療施設は現在どの程度の施設を政府の方では管理し、そしてそれはどういふ方法で、現在その施設がされておりました地方団体に貸し付けておるか、その貸付の内容について御説明願ひたいと存じます。これは管財局長の方から願ひます。

○室谷説明員 国有財産として管理をいたしております炭礦福利施設の一部であります病院、診療所につきましては、これは最初は御承知のように、産業復興公団で建設をいたしましたものであります。その産業復興公団の解散に伴ひまして、大蔵省が普通財産として同公団から引継いだものであります。引継ぎ當時では、箇所数にいたしまして三十六箇所を引継いだのであります。當時の公団の二十六年三月末の帳簿価格によりまして、統計をいたしまして、三億六千四百萬圓という財産に相なつております。公団の時代におきましても、建設をいたしまして、その後の処置をどうするかということ、それから、引継いだり貸付たり契約を大部分完了いたしておるのであります。引継ぎ當時に貸付をいたして、その売払いをいたしましたものも若干ございまして、三十六箇所のうちで七箇所は売払いの契約をいたしております。その代金は相當長期間の年賦延納の契約に相なつております。それから貸付をいたしておりますのがその残りの大部分であります。この貸付と売払いとの契約の基礎になりました財産の価格であります。これは當初公団の帳簿

価格ではございませんで、それ／＼契約をいたします際に鑑定価格をはき出しまして契約をいたしておるのであります、その契約の基本になりました価格は二億四千四百万円ということに総額で相なっております。従いまして帳簿価格で三億六千四百万円の契約をいたします際に、財産の時価を評価し直しましてやりました価格が二億四千四百万円ということに相なっておりますのであります。それから公団の時代に貸付もできないし、売払いの処分もできないかつたもので引継ぎをいたしましたものが二箇所あるのであります。そのうちの二箇所は、これは市に對しまして処分をいたしておるのであります。なお他の一箇所はそのままだ未処分状態に相なっております。それから公団から引継ぎましたときには貸付状態に相なっておりますものを、国有財産の特別措置法で大蔵省に引継ぎましてから売払い処分をいたしたものが五箇所あるのであります。すべての貸付なり売払いなりの契約は、成立したのをいたしておるのですが、その貸付の使用料なりあるいは売払いの年賦延納なりの徴収の状況を見て参りますと、若干徴収が遅れておると申しますか、過去の分が徴収できてないのであるのであります。二十六年度、七年度、八年度という三箇年にわたりました、なお徴収が未済に相なっておりますものが、北九州の福岡県の財団法人、福岡県社会保険労働医療協会というものに貸付をいたしておりますもの、三箇年間滞納に相なっております。これは先般の二十七年度の決算におきまして会計検査院から政府の徴収措置を適當でないということで御指摘を受け

もし、ませんけれども、いずれこれらの建物は保険事業のものであるから、
 国営病院と同じようにこの建物は無料で払い下げられるものと思うからやつてくれ、こういうことを言つておると、
 ところが数箇所あるのでございます。それで市町村ではこれは将来ただもたらふものだと思つて引受けたといふきつもありまふ。さらにまた現在ではこれを市町村社会保険機関等が借入金をもつてベッドなどを非常に増築しております。たとえば産業復興公団が設備をいたした当時の、全国の病院診療所の入院患者のベッド数は五百五十であつたのであります。それを現在では病床を千八百十二床に増加しておるのでございます。これはいづれも市町村社会保険機関が自己資金という形で増加をしておるわけでございませう。なぜ増加をしたかというところ、従来の数ではとてもその負担にたえられない、何とか自給自足の経営はでき得ないかというところから、病床をふやして自給自足の経営体制をつくらうといふところから、こういう龐大なベッドをふやした。それを金額にいたしまして一億五千六百七十七万円の借入金を投じてやつておるわけでございます。そこでやはり市町村等の関係などにおきまして、みづから病院を持ち、福祉厚生事業などでも社会事業をやつておりますから、やはりでき得るなら市町村のそういう機関でこういうものを経営して福祉にこたえたい、こういうことで懸命にやつておるのでございませう。従ひましてこの法案に出ておりますような形で、今後家賃、使用料を安くして、もしくは私下げの価格を安くしてもらふならば、まず、病

床などをふやしたり経営を合理化して
みずからその経営の目的を達成するよ
うにやりたい、こういう非常に社会保
障的なものを各市町村もやりたいとい
うことで一生懸命になっておるようで
ございますから、私は法案にあります
ような形にして、大蔵省側が使用料も
しくは払下げ料金を安くしてくれると
いうことになればやるのじやなかろ
うか、こういうふうに信じておるわけ
でございます。

○井上委員 次に管財局長に伺います
が、ただいま提案者から説明があります
した通り、すでに国有財産となつてお
りますこの炭鉱医療施設に相当の増築
及び増設が行われて、別個の財産権
がそこに生じておる実情にあるわけ
であります。そうしてこの施設はお話
がありましたように、産業復興公団が石
炭増産の必要から、炭鉱の医療施設の
必要性を考えて特に炭鉱業者の非常な
協力の上にこの施設はでき上つてお
るのであつて、もと／＼国がこれに大
きな投資をいたしましてつくり上げた財
産とは性質が違ふものであります。さ
ような意味合いから、もし政府の方
において本法案が成立いたしました後
において、この施設の譲渡について最
大限の譲歩をいたしまして、地方公共
団体との間に解釈の上においてあるい
はまた代金の支払いの上において無理
のない契約なり交渉というものが進め
られることが必要であらうと思ひま
すが、さような心構えをお持ちになつ
てまいしうか、これを伺いたい。

○窪谷説明員 法案が成立いたしました
あとで、というお話でございます
が、これは別にこの法案が成立いた
しましたあとの執行の心持ではござい

せんで、相手方が公共団体であります場合には、できるだけ事情をしんしやくとして、あるいは相手方の支払能力等も十分に検討した上で、法律の許す範囲内の最大限度の考慮は今までもして来たわけであります。この事件についてと同様に考えております。

御参考までにこの法案と現行制度の差異がどこにあるかということをし上げたと思うのでありますが、現在の国有財産の特別措置法によりますと、町村経営の病院に対しては五割の減額支払いができることに相なっております。この法案によりますと、その割合を六割に上げようという趣旨でございます。現行法との差は一割といふことに相なつておるのであります。ただ現行法でこの救い得ないものが――救い得ないと申しますか、ただ五割減額の支払いもできないものが若干あるのであります。現行法によりますと、町村経営のものと社会福祉法人の経営のものというものに限つて、五割減額譲渡ができるのであります。この炭鉱の医療施設の運営をいたしております団体の中に、その両者のいずれでもないものがあるのであります。それは病院組合――これはむしろ健康保険組合だと思つたのですが、それから医療関係の財団法人であります。財団法人ではございますが、社会福祉法人の認可を受けていないというものがございまして、この両様の団体につきましては、これを社会福祉法人に切りかえるかあるいはまた町村経営に切りかえますれば、現行法に乗つかつて五割までの減額はできることに相なつておるのであります、すでに今日までの特別措置法によりまして五割で減額

をいたしました譲渡をいたしましたのが四件ばかりございます。これはいずれも市町村の経営の病院でございます。それ以外のものにつきましてはまだ公園のときに契約をいたしましたそのまゝの状態で運営をいたしておるのであります。

それからもう一つ、この法案によりますと、過去の分までさかのぼつて減額措置をするという法案に相なつておりますが、これはいささかどうであるうかというふうに考えております。減額にいたしましたが、たとえばまた国有財産の特別措置法でいう／＼公共団体等に取下げます場合に減額控除ののれんが關かれたのであります。それより前におきましては減額控除ができなかつた、あるいはまた減額の割合が低かつたというものもあつたのであります。それは新しい法律ができてからあとの処理についてだけ適用いたしておるのであります。私どもとしては、法律の建前としては過去にでき上つた秩序をそこまできつがえしてしまふということはいささかどうであらうかという考えを持っております。これはあるいは御質問の範圍外であるかと思ひますが、ちよつと気づきました点を御参考までに申し上げます。

○内務委員長代理 柴田義男君。

○柴田委員 今の炭鉱医療施設の問題でございますが、今まで経過をわれわれ承りますと、産業復興公団というものは、この医療施設以外にもたくさんの方針があつたと思ふのです。そういう場合には、たとえば別な設備を持つた場合には、その設備をやつた何々炭山というののに対して、当時の価値に見積つて貸付を行ふなり、あるいは

また発払いをやつておつた、こうわれわれは記憶いたしておりますが、そういう関係がほかにもあつたかどうか、これを管財局長からまず承りたいと思います。

○窪谷説明員　これは柴田先生の仰せの通りでございます、この炭鉱の医

廢施設のほかにいろ／＼な日本の戦後の経済復興のための施設を公団でやりまして、貸付なり何なりをして運営をさせておつたというものがございす。これは公団の清算に伴いまして、それ／＼當時の時価でもつて売却し処分等をいたしておるといふ状況でございます。

○柴田委員　そういたしますと、そういう場合にはその當時のいわゆる対価で換算いたしまして売却をやつておる、現にそれから何年賦かで徴収をやつておるのですが、さらに今の経済状態にかかわらず、たとえばその当時一億でこれを売り払うと決定いたしましたものを十年年賦でやつたならば、一箇年に一千万であります、これを納入させておるとわれ／＼は記憶しております。そういうただの設備に対してはそういう処分をすでに行つておる。こういったしますと、今の炭鉱の医療施設に限つて現在二億四千四百万、あるいは當時の価格の三億六千四百万という計算の根拠はどういうことであるのか、たとえばその当時実際に政府から出した金がかだけかかつておつたのか、あるいは産業復興公団の解散に伴う経済状態からその當時の実態を押えて計算したのであるか、この根拠を承りたいと思います。

○窪谷説明員　二十六年の三月末の帳簿価格三億六千四百万というのは建設

の実績でありまして、建設費そのものであります。それから相手方に対しまして契約をいたしました際の基本になりました二億四千四百万と申しますのは、この契約の当時におきます現状に即しましての鑑定価格ということに相なっております。

○柴田委員 大体概略はわかつたのでございますが、われ／＼も同僚井上委員の意見のように、やはりこれは厚生省が一切をあげてこの設備を引継いで、国の立場からこの医療施設を行うべきであるというふうに考えますけれども、提案者の理由の御説明を承りますと、どうもその当時の事情がそれを許さなかつた、こういうふうないろいろな状態でございますが、ただやはり一番問題になりますのは、今の地方財政の状況から判断いたしました、どうもその支払いを、たとえば六〇％を控除いたしました金をここに押えたといひましたけれども、なか／＼困難ではないか、むしろこれはもう地方の今の財政の状況から考えますと、無償で交付せしめる方が妥当なような気がしますが、提案者の御意見を承りたいと思ひます。

○伊藤卯四郎君 先ほど井上さんから質問の際にも申し上げましたように、大体引受け自治体もしくは社会保険機関は無償でもらえるものだとばかり信じていたのでございます。ところが大蔵省としては自分の所管になれば御存じのような規定によつて契約する、こういう形になるものですから、そこでもらえるであらうと思つたことは夢のように消えてしまつたわけでありす。先ほど管財局長から説明をされておりましたが、過去において使用

料もしくは買取り代金を幾らか支払つておるといふようなお話等もございましたが、それは管財局長のおつしやる通りでございます。ところがここでひとつ申上げておきたいと思ひますことは、過去において幾分払いました中にも凍結資金という金があつたわけでございます。これは炭鉱経営者が石炭一トン当りについて幾らという積立金を、この施設が完備すれば内部のいろいろな諸設備、病院、診療所を自治経営にするためというその費用として積立てたのでございます。ところがこれが配炭会社が解散になりましたために凍結資金になつた、その凍結資金の残つていた部分があつたのでございます。大蔵省の方ではこの凍結資金の中からそれ／＼の引受け団体に内部施設として返すべき金であつたのでありますけれども、使用料その他を払つておられぬというところから、これを大蔵省の方が凍結資金を自分の方に繰入れたいというの支払いの中に入つておるわけでございます。

それからさらには市町村自治体というものは、やはり大蔵省にはどうもにくまれると困るということがあるわけでありす。やはり超償その他を受ける場合にいろいろ困る問題があつて、大蔵省からやはりにくまれたくないといふことから、病院、診療所は赤字であつても市町村の費用からその使用料も払つていふというのが大部分だといつてもさしつかえないと思ひます。ひとつはそういうふうな点からあることを御了解願ひたいと思ひます。それから先ほど伺ひました無償の払下げの問題についてでございますが、私どもはまったく賛成であ

りますし、そうあるべきであると思ひますことは、実は保険患者の例を申し上げますと、健康保険患者が四四％、国民保険のものが一一％、労働災害保険が一〇％、生活保護法による患者が三％、自己の費用で見てもいいに來るものはわずかに四％しかないわけでございます。患者のパーセンテージから見ましてほとんど保険患者ばかりでありますから、当然国の機関によつて診療すべき対象者であります。そしてこのいろいろな対象として経営している社会保険というか、社会保障の事業でありますから、これらの機関から大蔵省が、国が家賃をとるとか使用料をとるとかいうことはなくて、これはよろしくそれ／＼に無償払下げをして、経営の健全化のために監督をするというこの方が、国としては最も當を得た処置ではないか、このように考へておるのでございます。

○内閣委員長代理 それでは本日はこの程度にとどめ、次回は明三日午前十時より開会することにいたします。なお、ただちに理事会を開きたいと思ひますのでお残り願ひます。これにて散会いたします。

午前十一時三十六分散会

昭和二十九年十二月六日印刷

昭和二十九年十二月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局